

令和2年度版

鳥取大学医学部規則

○鳥取大学医学部規則・・・・・・・・・・・・・・・・	1
○鳥取大学医学部保健学科の履修及び試験等に関する規則・・・・	7

○鳥取大学医学部規則

平成2年6月8日
鳥取大学規則第15号

(趣旨)

第1条 鳥取大学医学部(以下「本学部」という。)に関する事項は、鳥取大学学則(平成16年鳥取大学規則第55号。以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(学科)

第2条 本学部に、次の学科を置く。

医学科
生命科学科
保健学科

2 保健学科に、次の専攻を置く。

看護学専攻
検査技術科学専攻

(医学教育総合センター)

第2条の2 本学部に、医学部及び附属病院並びに大学院医学系研究科における総合的な教育支援を行う医学教育総合センターを置く。

(講座)

第3条 本学部における講座は、別表のとおりとする。

(教育研究上の目的)

第4条 本学部は、医学、生命科学及び保健学の専門知識・技術及び最新の理論の教育研究を行い、高度の知識・技術及び豊かな人間性と高い倫理観を身に付けるとともに、国際社会にも貢献できる創造性豊かな人材を養成することを目的とし、各学科の教育研究上の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 医学科は、生命の尊厳を重んじながら、医学の専門知識・技術及び医療の理論の教育研究を行うとともに、優れた倫理観を基盤に、最先端の医学を実践・創造できる医療人・医学研究者を養成することを目的とする。
- 二 生命科学科は、医学・生命科学分野の多様化する医学関連領域の教育研究を行うとともに、医学とその広範な関連分野の知識・技術を活用できるバイオメディカルサイエンティスト(医科学研究者、技術者)を養成することを目的とする。
- 三 保健学科は、生命の尊厳を重んじながら、看護学及び検査技術科学の専門知識・技術の理論の教育研究を行うとともに、看護学専攻においては、看護学の専門的知識と技術を備え、人々の健康に関わる課題に広く取り組むことのできる看護専門職を養成することを、検査技術科学専攻においては、最先端のバイオサイエンスと生体・機能検査の知識と技術を備えた臨床検査技師を養成することを目的とする。

(教育課程)

第5条 本学部における教育課程の授業科目、単位数・時間数及びその履修方法等は、鳥取大学医学部医学科の履修及び試験等に関する規則(平成11年鳥取大学医学部規則第3号)、鳥取大学医学部生命科学科の履修及び試験等に関する規則(平成2年鳥取大学医学部規則第4号)及び鳥取大学医学部保健学科の履修及び試験等に関する規則(平成11年鳥取大学医学部規則第27号)(以下「各学科の履修及び試験等に関する規則」という。)で定める。

2 前項に定めるもののほか、全学共通科目については、鳥取大学全学共通科目履修規則(平成5年鳥取大学規則第3号)による。

(試験及び成績評価)

第6条 本学部の試験及び成績評価について必要な事項は、各学科の履修及び試験等に関する規則で定める。

(卒業の要件)

第7条 本学部の卒業に必要な修得単位数は、次の表のとおりとする。

学科等\区分		全学共通科目					専門科目	卒業必要単位数
		入門科目	教養科目	外国語科目	健康 スポーツ科目	小計		
医学科		3.5単位	26単位 以上	8単位 以上	1単位	38.5単位 以上	155単位以上	193.5単位 以上
生命科学科		4単位	25単位 以上	10単位 以上	1単位	40単位 以上	100単位 以上	140単位 以上
保健学科	看護学専攻	4単位	18単位 以上	10単位 以上	1単位	33単位以上	96単位 以上	129単位 以上
	検査技術科学専攻	4単位	22単位 以上	10単位 以上	1単位	37単位 以上	93単位 以上	130単位 以上

(転学科・転専攻)

第8条 本学部の学生で、転学科又は転専攻を志願する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

(研究生)

第9条 本学部研究生を志願することのできる者は、学則第38条に該当する者とする。

(その他)

第10条 学則、鳥取大学学生守則(平成7年鳥取大学規則第26号)及びこの規則に定めるもののほか、本学部に必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

- この規則は、平成2年6月8日から施行し、この規則による改正後の医学部規則(以下「新規則」という。)は、平成2年4月1日から適用する。ただし、新規則別表生命科学科の項中講座名の欄は、平成2年6月8日から適用する。
- この規則施行の際現に医学部医学科専門教育課程2年次以上に在学する者については、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成3年4月12日鳥取大学規則第16号)

この規則は、平成3年4月12日から施行する。

附 則(平成4年4月10日鳥取大学規則第21号)

この規則は、平成4年4月10日から施行する。

附 則(平成5年4月1日鳥取大学規則第15号)

- この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 平成5年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成6年4月1日に在学する者で、鳥取大学学則の一部を改正する学則の一部を改正する学則(平成6年鳥取大学規則第1号)により本学部に移籍することとなった者に係る履修の方法等については、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て学部長が定める。

附 則(平成6年3月9日鳥取大学規則第6号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月9日鳥取大学規則第9号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年3月8日鳥取大学規則第16号)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 平成7年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成7年5月10日鳥取大学規則第29号)

この規則は、平成7年5月10日から施行し、平成7年4月12日から適用する。

附 則(平成8年5月11日鳥取大学規則第19号)

この規則は、平成8年5月11日から施行する。

附 則(平成9年4月10日鳥取大学規則第29号)

- 1 この規則は、平成9年4月10日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 2 平成9年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月11日鳥取大学規則第10号)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成10年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年3月10日鳥取大学規則第5号)

- 1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度に3年次以上の者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成11年9月8日鳥取大学規則第49号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則(平成12年1月12日鳥取大学規則第1号)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月8日鳥取大学規則第16号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月31日鳥取大学規則第32号)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成14年3月13日鳥取大学規則第21号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月5日鳥取大学規則第13号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月9日鳥取大学規則第61号)

- 1 この規則は、平成16年4月9日から施行し、改正後の鳥取大学医学部規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成16年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年4月12日鳥取大学規則第58号)

- 1 この規則は、平成18年4月12日から施行し、改正後の鳥取大学医学部規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 平成18年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成18年7月12日鳥取大学規則第98号)

この規則は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成19年9月13日鳥取大学規則第119号)

- 1 この規則は、平成19年9月15日から施行する。
- 2 この規則施行による改正後の鳥取大学医学部規則(平成2年鳥取大学規則第15号)別表に掲げる医学科地域医療学(兵庫県)講座の存続期間は、平成24年3月31日までとする。

附 則(平成20年3月25日鳥取大学規則第34号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、平成20年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の鳥取大学医学部規則第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月3日鳥取大学規則第104号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の鳥取大学医学部規則第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年3月3日鳥取大学規則第18号)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成21年7月7日鳥取大学規則第69号)

この規則は、平成21年7月7日から施行する。

附 則(平成22年3月10日鳥取大学規則第29号)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成22年7月14日鳥取大学規則第99号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月30日鳥取大学規則第44号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の第7条の規定

にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成23年9月14日鳥取大学規則第78号)

- 1 この規則は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前の入学者については，この規則施行による改正後の第7条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成23年12月14日鳥取大学規則第96号)

この規則は，平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日鳥取大学規則第24号)

- 1 この規則は，平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前の入学者については，この規則施行による改正後の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成24年5月9日鳥取大学規則第51号)

この規則は，平成24年6月1日から施行する。

附 則(平成27年3月11日鳥取大学規則第18号)

- 1 この規則は，平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前の入学者については，この規則施行による改正後の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成27年3月24日鳥取大学規則第28号)

この規則は，平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年10月14日鳥取大学規則第93号)

この規則は，平成27年11月1日から施行する。

附 則(平成27年12月15日鳥取大学規則第105号)

- 1 この規則は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前の入学者については，この規則施行による改正後の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則(平成30年1月9日鳥取大学規則第1号)

- 1 この規則は，平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前の入学者については，この規則施行による改正後の規定にかかわらず，なお従前の例による。

別表

鳥取大学医学部講座表

学科及び専攻名		講座名
医学科		解剖学 生理学 病理学 感染制御学 社会医学 病態解析医学 統合内科医学 器官制御外科学 感覚運動医学 脳神経医科学 地域医療学
生命科学科		分子細胞生物学 生体情報機能学
保健学科	看護学専攻	基礎看護学 成人・老人看護学 母性・小児家族看護学 地域・精神看護学
	検査技術科学専攻	生体制御学 病態検査学

鳥取大学医学部保健学科の履修及び試験等に関する規則

平成11年8月18日

鳥取大学医学部規則第27号

(趣旨)

第1条 鳥取大学医学部規則(平成2年鳥取大学規則第15号)(以下「医学部規則」という。)第4条及び第5条の規定に基づき、保健学科の授業科目の履修及び試験等の実施並びに取扱いについて定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 全学共通科目の授業科目、単位数及び履修方法等は、鳥取大学全学共通科目履修規則(平成5年鳥取大学規則第3号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第3条 保健学科の授業科目、授業時期及び単位数は、別表のとおりとする。

2 専門科目は、それぞれ指定された履修年次に履修して、単位を修得しなければならない。

3 別表に掲げた科目のほか、必要に応じて保健学科運営会議の議を経て、医学部教授会(以下「教授会」という。)の承認により、特定の科目を授業することができる。

(履修届)

第4条 学生は各年次の所定の期日までに、その年次に履修する科目について医学部長に履修届を提出しなければならない。

2 再履修を行う学生は、所定の期日までに、医学部長に再履修届を提出しなければならない。

(試験の時期)

第5条 試験は、原則として第2条及び第3条に規定する授業が終了する学期の終りに実施する。ただし、特別の事情があるときは、あらかじめ保健学科運営会議の議を経て、教授会の承認により、その時期を変更することができる。

2 試験日は、その2週間前までに発表する。

(受験資格)

第6条 試験を受けることのできる者は、鳥取大学単位認定規程(平成5年鳥取大学規則第2号)第3条に定める出席時間数を満たした者とする。

(試験の方法)

第7条 試験の方法は、筆答、論文、報告書及び口頭とする。

(試験の成績)

第8条 試験の成績は、100点満点で採点し、60点以上をもって合格とする。ただし、再試験に合格した場合の成績は、60点とする。

2 試験等の成績を評語で表すときは、次の基準による。

A 90点以上、B 90点未満80点以上、C 80点未満70点以上、D 70点未満60点以上、F 60点未満

(試験を受けなかった者の取扱い)

第9条 病気その他、やむを得ない事情によって試験を受けることができないときは、医師の診断書又は理由書を添えて、担当教員に届け出なければならない。

第10条 前条の手続きを経て、その理由が正当と認められた者は、追試験を受けることができる。

2 追試験は、第12条に規定する再試験の日前に各科目ごとに1回限り行う。

第11条 正当な理由がなく試験を受けなかった者の当該科目の履修届は、失格とする。

(再試験)

第12条 第3条に規定する専門科目の再試験は、第5条第1項又は第10条第2項による試験に合格しなかった者について、担当教員の指示にしたがって各科目ごとに1回限り行うことができる。

2 全学共通科目の再試験は、1年次終了時に次の単位未修得者に対して、当該年度に受験した科目について3月末日までに1回限り行うことができる。この場合において、再試験を受けようとする

者は、再試験願を再試験該当者として認定された日の翌日から所定の期日までに当該授業科目の担当教員の承認を得て、医学部長に提出しなければならない。

入門科目（大学入門ゼミは除く。）、主題科目（保健医療概論及び生命倫理を除く。）、特定科目、基幹科目（保健統計学と実験演習分野を除く。）及び外国語科目（外国語科目については、コミュニケーション英語又は実践英語1科目以内、ドイツ語若しくはフランス語又は中国語若しくは韓国語1科目以内）について、合わせて2科目以内とする。

3 全学共通科目の主題科目のうち保健医療概論、生命倫理及び2年次以降に開講する全学共通科目については、担当教員の指示に従って各科目ごとに1回限り行うことができる。

4 再試験を受けなかった者の成績は、試験又は追試験の成績をもってあてる。

（進級及び卒業）

第13条 4年次までの各年次へ進級できる必須条件は、別表に規定する各年次に開設される必修科目の単位を修得し、かつ、別表の備考に規定する要件を満たしていること。

2 保健学科を卒業する者は、医学部規則第7条に定める単位以上を修得しなければならない。

（単位の認定、進級及び卒業の判定）

第14条 単位の認定及び進級の判定は、保健学科運営会議において行う。

2 卒業の判定は、保健学科運営会議の議を経て、教授会において行う。

（留年と再履修）

第15条 各年次において合格しなかった科目のうち、再履修を希望する者は、担当教員の指導により再履修することができる。

2 前項の試験は、第5条及び第8条の規定を準用する。

（他学部授業科目等の履修）

第16条 他学部又は他学科若しくは他専攻の授業科目を履修しようとする者は、当該授業科目担当教員の承認を得て、学部長に願い出なければならない。

2 前項により修得した単位は卒業に必要な単位数には算入しない。

（雑則）

第17条 この規則に定めるもののほか、保健学科の履修及び試験等の取扱いに関し必要な事項は、保健学科運営会議の議を経て、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年10月25日鳥取大学医学部規則第7号）

この規則は、平成12年10月25日から施行する。

附 則（平成13年3月21日鳥取大学医学部規則第4号）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成13年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成15年1月22日鳥取大学医学部規則第4号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年2月19日鳥取大学医学部規則第8号）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年2月18日鳥取大学医学部規則第2号）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年3月3日鳥取大学医学部規則第10号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月23日鳥取大学医学部規則第6号）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成19年11月28日鳥取大学医学部規則第19号）

この規則は、平成19年11月28日から施行する。

附 則（平成20年7月23日鳥取大学医学部規則第7号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の鳥取大学医学部保健学科の履修呼びし検討に関する規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年2月20日鳥取大学医学部規則第7号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年2月24日鳥取大学医学部規則第3号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年2月23日鳥取大学医学部規則第5号）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年2月22日鳥取大学医学部規則第4号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日以前の入学者については、この規則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成24年10月24日鳥取大学医学部規則第13号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月19日鳥取大学医学部規則第2号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年2月28日鳥取大学医学部規則第1号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年1月8日鳥取大学医学部規則第3号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月24日鳥取大学医学部規則第16号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年11月25日鳥取大学医学部規則第27号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年10月26日鳥取大学医学部規則第7号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年11月22日鳥取大学医学部規則第7号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年11月28日鳥取大学医学部規則第14号）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年9月25日鳥取大学医学部規則第6号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前の入学者については、この規則施行による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

